

平成22年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	9.教育費	事業名	2.事務局一般事務費			課長	
項	1.教育総務費	細事業名	5.佐倉教育ビジョン策定費			副主幹	
目	2.事務局費	担当課係	教育総務課 (執行課: 教育総務課)			担当	
						連絡先	

予算分析	臨時経費	継続事業	単独事業								(単位:千円)	
	(歳入)	(歳出)	財源内訳									一般財源
要求額	0	719	要 求									719
決定額			決 定									

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施策	英知を伝え、心豊かに明日を育むまちづくり/学校で楽しく安心して学べるまちづくり/子どもたちが学校で確かな学力を身につけられるまちにします。										
	【教育計画の策定に関する業務】	施策体系コード	03-02-01-10-10			事業番号							
	平成23年度から始まる新たな(仮)『佐倉教育ビジョン』を作成します。	総事業費	1,108千円			事業期間	平成20年度～平成22年度						
		年度別事業費	20年度	21年度	22年度								
			0	389	719								
		(事業実施に関する根拠法令) 教育基本法											

< 事業に関する説明 >

(事業の説明) 「佐倉教育ビジョン」は、佐倉市の第3次総合計画に示されたまちづくり方針を推進するとともに、これからの佐倉の教育の目指すべき方向性を示すものとして、平成15年4月に策定された。計画期間が平成22年度までとなっていることから、新しい「佐倉教育ビジョン」を作成するため、平成21年度に引き続き、佐倉教育ビジョン策定懇話会による策定作業を進めていき、平成22年度中の完成を目指す。	(事業の目的) 新しい「佐倉教育ビジョン」を作成し、それに基づく各種施策を推進することにより、基本理念の目指すべき佐倉市民像の実現(佐倉市民の育成)を図る。	(事業の効果) 市民の声や時代の要請を反映した新しい「佐倉教育ビジョン」を作成し、それに基づいた各種施策や事業を実施することにより、市民が必要とする施策や事業の実施が可能となる。
(事業実施上の問題点) 新たな「佐倉教育ビジョン」の策定にあたり、パブリックコメント等を実施し、できるだけ多くの市民の方の意見を伺いたい。 また、策定期限が平成23年3月末であるので、期限内に完成するよう、スケジュール管理に努めていきたい。	(前年度からの見直し点) 特になし。	(見積についての特記事項) 平成18年に改正された教育基本法の第17条に「政府は教育の振興に関する基本的な計画を定めなければならない。地方公共団体はそれを参酌して教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」と定められた。 これにより、当初、佐倉市独自の計画であった「佐倉教育ビジョン」を、教育基本法に規定する地方公共団体が策定する計画として位置付けるものとする。